

【行政說明資料】

1 児童虐待防止関連事業等について

都道府県別児童相談所及び一時保護所設置状況

(単位:か所)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	19年		20年		増△減数	
	児童相談所	一時保護所	児童相談所	一時保護所	児童相談所	一時保護所
北海道	8	8	8	8	0	0
青森県	6	1	6	1	0	0
岩手県	3	3	3	3	0	0
宮城県	3	1	3	1	0	0
秋田県	3	1	3	1	0	0
山形県	2	2	2	2	0	0
福島県	4	3	4	3	0	0
茨城県	3	1	3	1	0	0
栃木県	3	1	3	1	0	0
群馬県	3	1	3	1	0	0
埼玉県	6	3	6	3	0	0
千葉県	6	5	6	5	0	0
東京都	11	5	11	5	0	0
神奈川県	5	3	5	3	0	0
新潟県	5	3	5	3	0	0
富山県	2	2	2	2	0	0
石川県	2	2	2	2	0	0
福井県	2	2	2	2	0	0
山梨県	2	2	2	2	0	0
長野県	5	2	5	2	0	0
岐阜県	5	2	5	2	0	0
静岡県	4	2	4	2	0	0
愛知県	9	1	10	1	1	0
三重県	5	2	5	2	0	0
滋賀県	2	2	2	2	0	0
京都府	3	3	3	3	0	0
大阪府	6	1	6	1	0	0
兵庫県	4	1	4	1	0	0
奈良県	2	1	2	1	0	0
和歌山県	2	1	2	1	0	0
鳥取県	3	3	3	3	0	0
島根県	4	4	4	4	0	0
岡山県	3	2	3	2	0	0
広島県	3	2	3	2	0	0
山口県	5	1	5	1	0	0
徳島県	3	1	3	1	0	0
香川県	2	1	2	1	0	0
愛媛県	3	3	3	3	0	0
高知県	2	1	2	1	0	0
福岡県	4	4	4	4	0	0
佐賀県	1	1	1	1	0	0
長崎県	2	2	2	2	0	0
熊本県	2	1	2	1	0	0
大分県	2	1	2	1	0	0
宮崎県	3	3	3	3	0	0
鹿児島県	3	2	3	2	0	0
沖縄県	2	1	2	1	0	0
札幌市	1	1	1	1	0	0
仙台市	1	1	1	1	0	0
さいたま市	1	1	1	1	0	0
千葉市	1	1	1	1	0	0
横浜市	3	2	4	3	1	1
川崎市	2	1	2	1	0	0
新潟市	1	1	1	1	0	0
静岡市	1	0	1	1	0	1
浜松市	1	1	1	1	0	0
名古屋市	1	1	1	1	0	0
京都市	1	1	1	1	0	0
大阪市	1	1	1	1	0	0
堺市	1	0	1	1	0	1
神戸市	1	1	1	1	0	0
広島市	1	1	1	1	0	0
北九州市	1	1	1	1	0	0
福岡市	1	1	1	1	0	0
横須賀市	1	0	1	1	0	1
金沢市	1	0	1	0	0	0
合計	195	116	197	120	2	4

※各年4月1日現在

児童相談所における児童虐待相談対応件数等

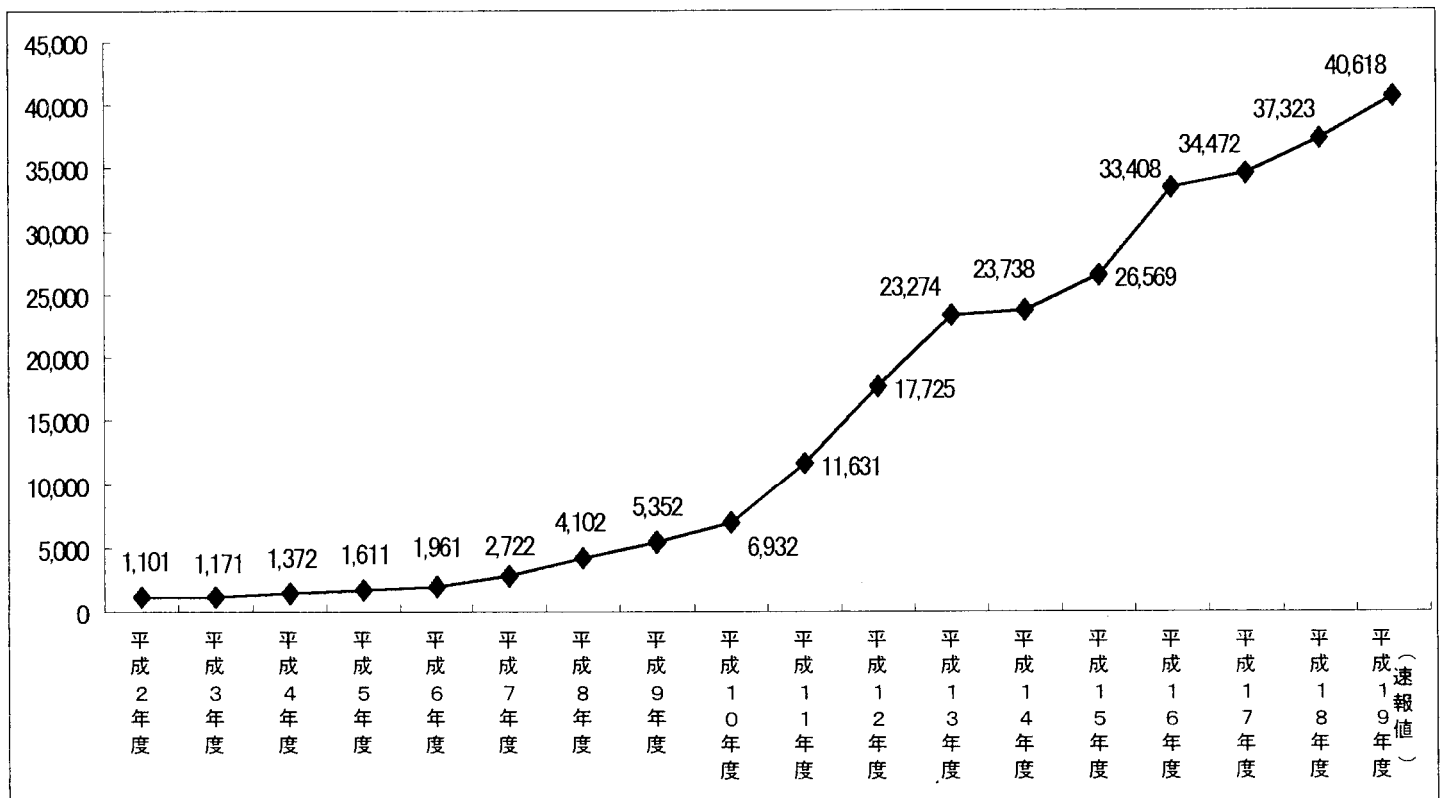
1. 児童相談所における児童虐待相談件数

平成19年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数

40,618件 (速報値)

【参考】 児童虐待相談対応件数の推移

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件 数	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323



2. 児童相談所における児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県別)

	児童相談所対応件数			対前年度増減率
	18年度	19年度 (速報値)	対前年度増減	
北海道	644	939	295	1.46
青森県	332	414	82	1.25
岩手県	303	288	▲ 15	0.95
宮城県	528	603	75	1.14
秋田県	186	249	63	1.34
山形県	129	224	95	1.74
福島県	250	268	18	1.07
茨城県	646	596	▲ 50	0.92
栃木県	521	477	▲ 44	0.92
群馬県	581	624	43	1.07
埼玉県	1,923	1,886	▲ 37	0.98
千葉県	1,287	1,595	308	1.24
東京都	3,265	3,307	42	1.01
神奈川県	1,497	1,679	182	1.12
新潟県	675	545	▲ 130	0.81
富山県	260	336	76	1.29
石川県	129	187	58	1.45
福井県	242	182	▲ 60	0.75
山梨県	304	340	36	1.12
長野県	547	535	▲ 12	0.98
岐阜県	479	530	51	1.11
静岡県	613	470	▲ 143	0.77
愛知県	821	835	14	1.02
三重県	524	527	3	1.01
滋賀県	709	762	53	1.07
京都府	459	482	23	1.05
大阪府	3,195	2,997	▲ 198	0.94
兵庫県	1,080	1,033	▲ 47	0.96
奈良県	570	682	112	1.2
和歌山県	316	457	141	1.45
鳥取県	75	47	▲ 28	0.63
島根県	160	141	▲ 19	0.88
岡山県	1,039	1,048	9	1.01
広島県	961	1,174	213	1.22
山口県	304	282	▲ 22	0.93
徳島県	236	343	107	1.45
香川県	420	468	48	1.11
愛媛県	258	278	20	1.08
高知県	146	158	12	1.08
福岡県	842	821	▲ 21	0.98
佐賀県	114	107	▲ 7	0.94
長崎県	223	196	▲ 27	0.88
熊本県	287	320	33	1.11
大分県	530	527	▲ 3	0.99
宮崎県	220	195	▲ 25	0.89
鹿児島県	84	140	56	1.67
沖縄県	364	440	76	1.21
札幌市	310	478	168	1.54
仙台市	319	429	110	1.34
さいたま市	424	473	49	1.12
千葉市	272	364	92	1.34
横浜市	1,395	2,000	605	1.43
川崎市	499	536	37	1.07
新潟市	—	295	295	—
静岡市	203	210	7	1.03
浜松市	—	191	191	—
名古屋市	850	854	4	1
京都市	548	528	▲ 20	0.96
大阪市	788	913	125	1.16
堺市	400	588	188	1.47
神戸市	261	340	79	1.3
広島市	547	406	▲ 141	0.74
北九州市	456	430	▲ 26	0.94
福岡市	425	358	▲ 67	0.84
横須賀市	226	326	100	1.44
金沢市	122	165	43	1.35
全 国	37,323	40,618	3,295	1.09

※平成18年度に値のない新潟市、浜松市については、属する県に計上

3. 平成20年度 児童福祉司、児童心理司の配置状況について

	人口(平成17年10月1日現在) A	児童福祉司の配置員数(20.4.1) B	児童福祉司の管轄人口(A/B)	児童福祉司の配置員数(19.4.1) C	対前年増減人員(B-C)	児童心理司の配置員数(20.4.1) D	児童心理司の配置員数(19.4.1) E	対前年増減人員(D-E)
北海道	3,746,874	62	60,433	62	0	35	35	0
青森県	1,436,657	48	32,651	44	4	20	20	0
岩手県	1,385,041	23	62,956	22	1	13	11	2
宮城県	1,335,120	36	43,068	31	5	18	16	2
秋田県	1,145,501	19	57,275	20	▲1	11	9	2
山形県	1,216,181	20	67,566	18	2	13	12	1
福島県	2,091,319	33	63,373	33	0	14	14	0
茨城県	2,975,167	45	69,190	43	2	18	18	0
栃木県	2,016,631	34	56,018	36	▲2	22	20	2
群馬県	2,024,135	41	47,073	43	▲2	19	20	▲1
埼玉県	5,877,929	107	55,980	105	2	36	35	1
千葉県	5,132,143	78	68,429	75	3	46	43	3
東京都	12,576,601	174	71,866	175	▲1	56	57	▲1
神奈川県	3,458,780	70	52,406	66	4	28	24	4
新潟県	1,646,325	36	45,731	36	0	10	10	0
富山県	1,111,729	16	79,409	14	2	7	7	0
石川県	719,419	16	44,964	16	0	14	14	0
福井県	821,592	13	68,466	12	1	8	7	1
山梨県	884,515	14	68,040	13	1	9	10	▲1
長野県	2,196,114	36	66,549	33	3	17	15	2
岐阜県	2,107,226	34	67,975	31	3	11	12	▲1
静岡県	2,287,459	39	58,653	39	0	19	19	0
愛知県	5,039,642	83	68,103	74	9	31	29	2
三重県	1,866,963	32	69,147	27	5	20	18	2
滋賀県	1,380,361	28	53,091	26	2	15	13	2
京都府	1,172,849	33	34,496	34	▲1	16	14	2
大阪府	5,357,389	132	41,855	128	4	40	41	▲1
兵庫県	4,065,208	73	59,782	68	5	34	34	0
奈良県	1,421,310	24	54,666	26	▲2	10	10	0
和歌山県	1,035,969	20	51,798	20	0	13	11	2
鳥取県	607,012	19	31,948	19	0	6	6	0
島根県	742,223	16	49,482	15	1	12	12	0
岡山県	1,957,264	33	57,567	34	▲1	25	25	0
広島県	1,722,251	33	55,556	31	2	17	17	0
山口県	1,492,606	28	57,408	26	2	13	13	0
徳島県	809,950	17	50,622	16	1	11	10	1
香川県	1,012,400	19	59,553	17	2	10	10	0
愛媛県	1,467,815	28	58,713	25	3	10	8	2
高知県	796,292	18	44,238	18	0	11	6	5
福岡県	2,655,104	53	52,061	51	2	17	16	1
佐賀県	866,369	12	72,197	12	0	8	7	1
長崎県	1,478,632	29	64,288	23	6	10	9	1
熊本県	1,842,233	34	59,427	31	3	10	10	0
大分県	1,209,571	24	52,590	23	1	14	12	2
宮崎県	1,153,042	18	64,058	18	0	7	7	0
鹿児島県	1,753,179	27	64,933	27	0	13	13	0
沖縄県	1,361,594	36	37,822	36	0	11	10	1
札幌市	1,880,863	30	60,673	31	▲1	12	11	1
仙台市	1,025,098	19	60,300	17	2	11	12	▲1
さいたま市	1,176,314	22	58,816	20	2	9	7	2
千葉市	924,319	16	57,770	16	0	12	11	1
横浜市	3,579,628	80	47,728	75	5	21	21	0
川崎市	1,327,011	27	49,149	27	0	10	8	2
新潟市	785,134	12	65,428	12	0	5	5	0
静岡市	700,886	13	58,407	12	1	6	4	2
浜松市	804,032	13	67,003	12	1	10	8	2
名古屋市	2,215,062	42	55,377	40	2	10	9	1
京都市	1,474,811	39	38,811	38	1	11	10	1
大阪市	2,628,811	56	51,545	51	5	15	15	0
堺市	830,966	20	48,880	17	3	10	8	2
神戸市	1,525,393	30	52,600	29	1	12	11	1
広島市	1,154,391	18	67,905	17	1	5	5	0
北九州市	993,525	16	62,095	16	0	6	6	0
福岡市	1,401,279	22	63,695	22	0	7	7	0
横須賀市	426,178	9	47,353	9	0	7	7	0
金沢市	454,607	11	45,461	10	1	6	6	0
合計	127,767,994	2,358	54,185	2,263	95	1,013	960	53

A 平成17年10月1日 国勢調査

スーパーバイザーの配置状況

	スーパーバイザー の配置員数 (20.4.1) D	スーパーバイザー の配置員数 (19.4.1) E	対前年 増減人員 (D-E)
北海道	8	8	0
青森県	11	8	3
岩手県	5	4	1
宮城県	8	9	▲1
秋田県	1	3	▲2
山形県	2	3	▲1
福島県	8	8	0
茨城県	13	12	1
栃木県	10	9	1
群馬県	1	2	▲1
埼玉県	15	15	0
千葉県	17	6	11
東京都	14	13	1
神奈川県	20	20	0
新潟県	7	7	0
富山県	4	4	0
石川県	1	1	0
福井県	3	3	0
山梨県	2	1	1
長野県	5	6	▲1
岐阜県	0	0	0
静岡県	9	8	1
愛知県	14	13	1
三重県	12	7	5
滋賀県	6	5	1
京都府	4	4	0
大阪府	31	28	3
兵庫県	6	6	0
奈良県	3	4	▲1
和歌山県	6	5	1
鳥取県	9	7	2
島根県	9	9	0
岡山県	5	0	5
広島県	7	7	0
山口県	9	10	▲1
徳島県	4	4	0
香川県	8	8	0
愛媛県	1	1	0
高知県	8	5	3
福岡県	15	15	0
佐賀県	1	0	1
長崎県	8	5	3
熊本県	7	7	0
大分県	8	8	0
宮崎県	3	3	0
鹿児島県	9	7	2
沖縄県	5	5	0
札幌市	6	6	0
仙台市	7	7	0
さいたま市	2	2	0
千葉市	1	1	0
横浜市	16	16	0
川崎市	4	4	0
新潟市	3	3	0
静岡市	1	1	0
浜松市	3	2	1
名古屋市	14	10	4
京都市	10	10	0
大阪市	8	8	0
堺市	2	2	0
神戸市	4	4	0
広島市	2	2	0
北九州市	4	3	1
福岡市	3	4	▲1
横須賀市	0	1	▲1
金沢市	1	1	0
合計	453	410	43

児童相談所における安全確認を行う際の 「時間ルール」の設定状況について

趣旨

- 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

(参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

現状等

- 平成20年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】 66自治体(設定率100%)

【設定時間】 48時間以内:61自治体

24時間以内: 5自治体(茨城県、群馬県、福井県、鳥取県、長崎県)

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

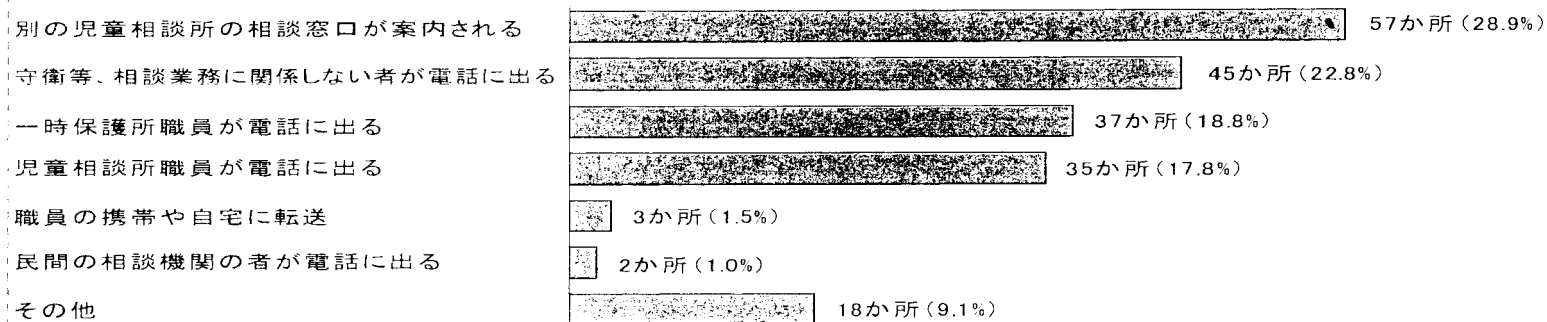
児童相談所における夜間・休日の相談体制

- 児童虐待防止等の観点から、全国どこにいても、いつでも相談が可能な体制を整備するため、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月決定)において、全ての都道府県・指定都市で児童相談所における夜間・休日の相談体制(電話対応)の整備を図ることが目標として掲げられた。
- 平成20年4月1日現在、全ての児童相談所において何らかの措置が講じられている(全児童相談所数:197か所)。具体的な対応方法は以下のとおり。

【電話相談の受付体制】

- ・ 電話に出る者については、「別の児童相談所の相談窓口が案内される」が28.9%と最も多く、次いで「守衛など相談業務に関連しない者」が22.8%であった。

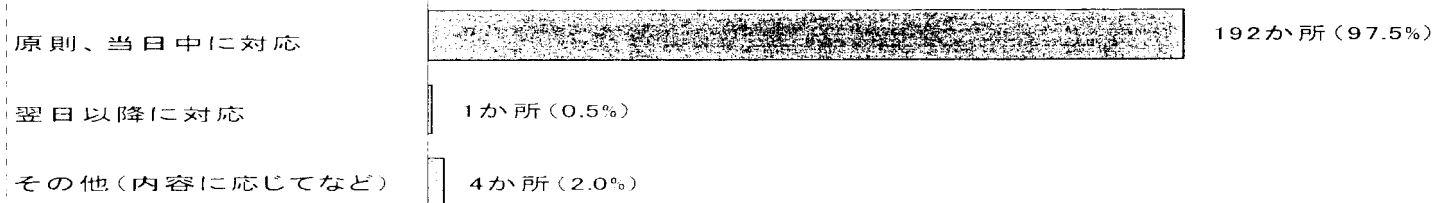
夜間・休日における電話相談の受付体制



【電話相談への対応】

- ・ 電話相談への対応は、おおむね当日中に対応。

夜間・休日における電話相談への対応



児童相談所における虐待対応のための協力医療機関との協力・連携状況

○ 児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月決定)において、全ての都道府県・指定都市で児童相談所における地域の医療機関との協力・連携体制の充実を図ることが目標として掲げられた。

○ 平成20年4月1日現在、156か所(79.2%)の児童相談所において体制整備を行っている。

【都道府県別の状況】

自治体名	対応済	未対応
北海道	8	0
青森県	2	4
岩手県	3	0
宮城県	3	0
秋田県	3	0
山形県	2	0
福島県	4	0
茨城県	3	0
栃木県	3	0
群馬県	3	0
埼玉県	6	0
千葉県	6	0
東京都	11	0
神奈川県	1	4
新潟県	1	4
富山県	2	0
石川県	2	0

自治体名	対応済	未対応
福井県	2	0
山梨県	2	0
長野県	0	5
岐阜県	5	0
静岡県	4	0
愛知県	1	9
三重県	5	0
滋賀県	0	2
京都府	3	0
大阪府	6	0
兵庫県	4	0
奈良県	2	0
和歌山県	1	1
鳥取県	3	0
島根県	4	0
岡山県	3	0
広島県	3	0

自治体名	対応済	未対応
山口県	0	5
徳島県	3	0
香川県	2	0
愛媛県	0	3
高知県	2	0
福岡県	3	1
佐賀県	1	0
長崎県	0	2
熊本県	1	1
大分県	2	0
宮崎県	3	0
鹿児島県	3	0
沖縄県	2	0
札幌市	1	0
仙台市	1	0
さいたま市	1	0
千葉市	1	0

自治体名	対応済	未対応
横浜市	4	0
川崎市	2	0
新潟市	1	0
静岡市	1	0
浜松市	1	0
名古屋市	1	0
京都市	1	0
大阪市	1	0
堺市	1	0
神戸市	1	0
広島市	1	0
北九州市	1	0
福岡市	1	0
横須賀市	1	0
金沢市	1	0
合計	156	41

都道府県等別 児童相談所における警察官・教員等の配置状況

(単位:人)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				電話相談員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
北海道							26									1			26	1
青森県																1				1
岩手県																				
宮城県			6												1				7	
秋田県																				
山形県																				
福島県											1				7	3			7	4
茨城県			3																3	
栃木県			3																3	
群馬県							2							1			1		2	
埼玉県																				
千葉県			9				3												12	
東京都	1																1			
神奈川県							4									3			4	3
新潟県																				
富山県																				
石川県			1												1	2			2	2
福井県																				
山梨県																				
長野県																				
岐阜県			7				1								2	4			10	4
静岡県																				
愛知県																				
三重県			3				2								1				6	
滋賀県																				
京都府											1									1
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山県																				
鳥取県															3				3	
島根県																				
岡山県																2				2
広島県			2					1						1			1		2	1
山口県											2									2
徳島県			4								5								4	5
香川県																				
愛媛県																				
高知県			1												2				3	
福岡県											1					5				6
佐賀県			1												1				2	
長崎県														1	2			1	2	
熊本県	1		4														1		4	
大分県									2									2		
宮崎県			4				7				5								4	12
鹿児島県							2				2									4

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				電話相談員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
沖縄県																				
札幌市															1					1
仙台市															4				4	
さいたま市																			2	
千葉市							2													2
横浜市																5				5
川崎市																				
新潟市								1								2				3
静岡市			1													1			1	1
浜松市			1					1								1			1	2
名古屋市															1				1	
京都市																				
大阪市																				
堺市														2		4		2		4
神戸市								2						1				1		2
広島市			2				1							1				1	3	
北九州市			2												1	6			3	6
福岡市						1	3	2		1		1						2	3	3
横須賀市																2				2
金沢市																				
合計	1	0	54	0	0	1	44	16	0	3	0	18	0	7	26	43	2	11	124	77

※ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ(平成20年4月1日現在)

「児童虐待防止対策支援事業について」(通知)

雇児総発第0501003号
平成20年5月1日

各 都道府県
指定都市 児童福祉主管部(局)長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童虐待防止対策支援事業について

児童虐待防止につきましてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記事業の実施については、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成17年5月2日付け雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」(以下「要綱」という。)により実施することとし、また、平成20年3月31日付け雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知によりその一部を改正したところですが、児童相談体制の強化の観点から、下記の点に留意されつつ、より積極的な取扱いをお願いします。

記

- 1 要綱改正の主な内容は次のとおりであること。
 - (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)において、市町村の児童相談体制の強化のため、市町村の職員(要保護児童対策調整機関の職員を含む。)を受講の対象者として追加したこと。
 - (2) 法的対応機能強化事業、スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業、一時保護機能強化事業において、警察官OB等からの援助を得られるよう体制整備を行う場合も助成を行うこととしたこと。
 - (3) 国の助成に当たっての事前の協議を廃止し、業務の簡素化を図ったこと。
- 2 1の(2)に関連して、今般、別添のとおり、警察庁生活安全局少年課長から、警視庁生活安全部長、各道府県警察本部長等宛てに「厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について」(平成20年4月21日付警察庁丁少発第102号)が通知され周知が図られたところである。

児童虐待の対応については、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に伴い臨検・搜索制度が設けられるなど、警察との連携がより一層重要となるので、標記事業を活用して警察官OBを採用する場合には、各都道府県警察本部主管課に協力を求め、優秀な人材の確保に努めるなど、児童虐待の対応強化について積極的な取組を図りたい。

別添

原議保存期間1年
(平成21年12月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各 方 面 本 部 長

警察庁丁少発第102号
平成20年4月21日
警察庁生活安全局少年課長

厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について
標記の件については、厚生労働省において「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」(以下「要綱」という。)を定め、平成17年4月1日から実施されているところであるが、先般、要綱の改正があり、警察庁に対して別添のとおり依頼がなされた。

本事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的に実施されるものであり、要綱で示された事業のうち

- 法的対応機能強化事業
- スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
- 一時保護機能強化事業

の3事業について、警察官OB等実務経験者の援助を得ることができることとされた。

上記事業における警察官OB等の援助内容の詳細は要綱に示されているが、警察官OBが各自治体の児童相談所の非常勤職員として採用されることにより、

- 都道府県知事(児童相談所職員)が行う臨検・搜索の許可状請求や、接近禁止命令等手続きの迅速な対応
- 虐待事案の危険度や緊急度についての的確な判断及び警察との連携強化

などが図られることが期待される。

については、各都道府県の児童福祉主管課から、本事業への警察官OB等の採用について相談があった場合には、生活安全部門と警務(人事)部門が連携を図り、実務能力を備えた優秀な人材を選挙するなど、児童虐待防止対策支援事業に協力するよう配慮されたい。

なお、本通達については警察庁長官官房人事課と協議済みであることを申し添える。

地方分権改革推進委員会 第1次勧告の内容

[児童相談所関連部分]

地方分権改革推進委員会 第1次勧告(抄)

平成20年5月28日
地方分権改革推進委員会

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

(1)くらしづくり分野関係

【保健所・児童相談所】

市町村合併の進展等により、都道府県の保健所の管轄区域が「虫食い」、「飛び地」のような状態となっているところもある。住民の利便性向上等の観点から、保健所について、市町村への権限移譲を進めるとともに、広域連合等の共同処理方式による設置についても検討する必要がある。

(中略)

児童相談所についても、市町村への権限移譲を進める。

- 都道府県と市との協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直すこととする。

一時保護所の環境改善について

1. 一時保護施設等緊急整備計画

一時保護の現状

地域ごとに見ると・・・

	16年度	17年度	18年度
平均在所日数	22.4日	24.3日	25.9日
定員	2,333人	2,472人	2,477人
1日当たり保護人員	1,158人	1,207人	1,320人

○ 約3割の自治体において、定員を超えて一時保護を実施

【定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体数】

(18年)

(19年)

23自治体 [34.8%] → 21自治体 [31.8%]

※[]内は児童相談所設置自治体数に占める割合

緊急整備計画の策定

1. 計画の概要

定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体については、遅くとも平成21年度末までに一時保護施設の定員不足を解消するための改善計画(一時保護施設等緊急整備計画)を策定。

1. 緊急整備計画策定自治体への特例措置

(1)ハード交付金の優先採択

(2)緊急整備計画期間中、児童養護施設等において認可定員超過による一時保護を容認

2. 定員を超えて一時保護を行った日数が60日以上の一時保護施設を有する自治体への措置

以下の補助事業の交付に当たって、緊急整備計画の策定を条件とする。

(1)一時保護施設整備の補助(ハード交付金)

(2)児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」と「24時間・365日体制強化事業」の2事業

2. 計画の策定状況

○ 緊急整備計画策定自治体 …… 17自治体

○ 平成21年度末までの定員解消計画(定員の増員数)

[一時保護施設:134名、児童養護施設:161名、地域小規模児童養護施設:102名、里親関係:86名、乳児院:20名、その他:30名]

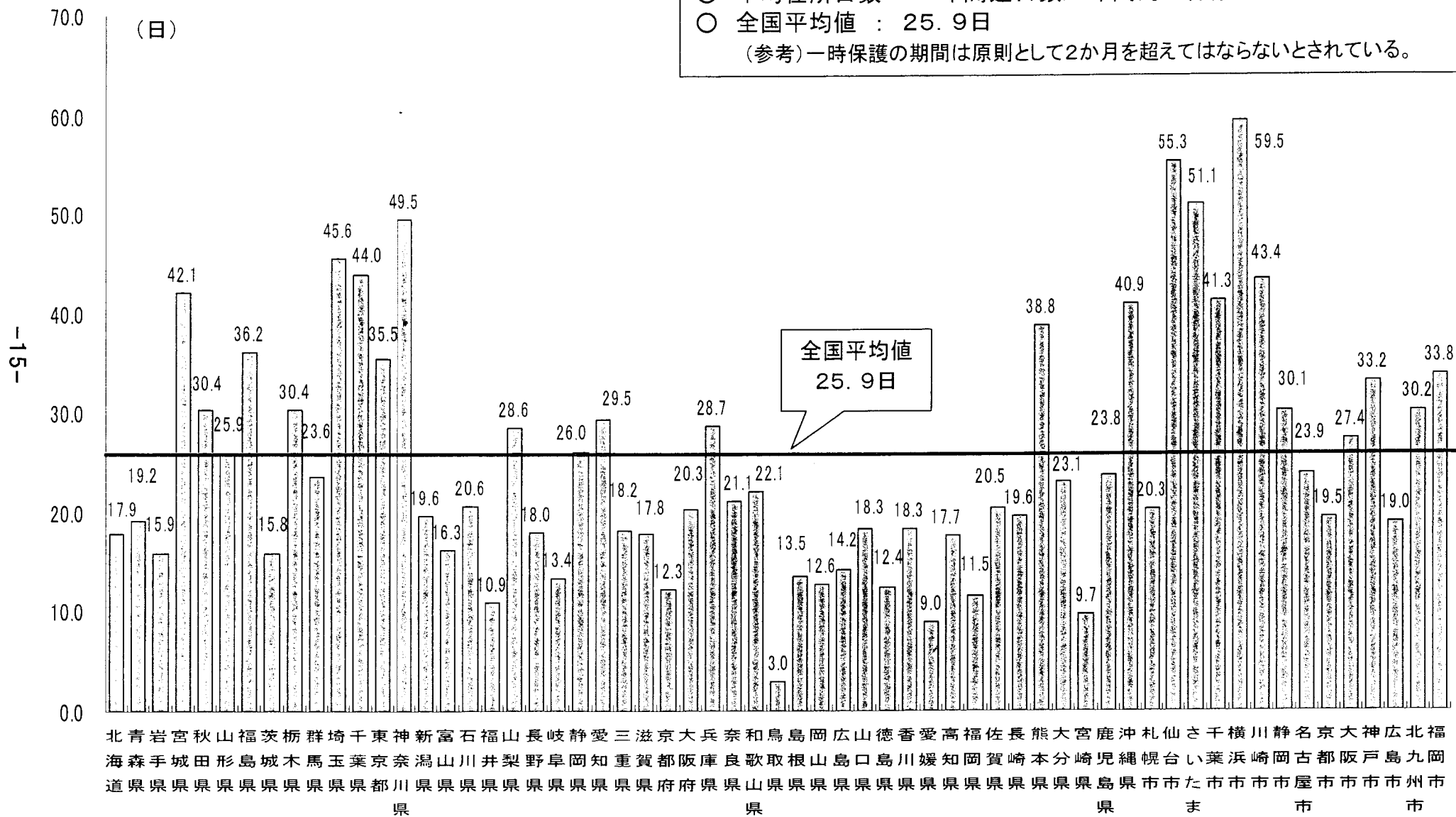
[参考]

都道府県等別一時保護所における平均在所日数

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

○ 全国平均値 : 25.9日

(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】 福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)[平成18年度]

2. 個別対応のための環境改善

- 一時保護中の子どもが安全で安心して過ごせる環境の整備の観点から、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月決定）において、全ての都道府県・指定都市で虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況の改善や非行児童に個別対応できる居室等の改善を行うことが目標として掲げられた。

- 混合処遇の改善や、個別対応できる居室等を有する一時保護所の数：47か所（39.2%）

※平成20年4月1日現在

【都道府県別状況】

自治体名	対応済	未対応
北海道	1	7
青森県	0	1
岩手県	0	3
宮城県	0	1
秋田県	0	1
山形県	0	2
福島県	0	3
茨城県	0	1
栃木県	0	1
群馬県	0	1
埼玉県	0	3
千葉県	1	4
東京都	5	0
神奈川県	1	2
新潟県	0	3
富山県	2	0
石川県	2	0

自治体名	対応済	未対応
福井県	2	0
山梨県	1	1
長野県	0	2
岐阜県	0	2
静岡県	0	2
愛知県	1	0
三重県	1	1
滋賀県	0	2
京都府	1	2
大阪府	1	0
兵庫県	1	0
奈良県	0	1
和歌山県	0	1
鳥取県	0	3
島根県	0	4
岡山県	0	2
広島県	0	2

自治体名	対応済	未対応
山口県	0	1
徳島県	1	0
香川県	1	0
愛媛県	0	3
高知県	1	0
福岡県	2	2
佐賀県	1	0
長崎県	2	0
熊本県	0	1
大分県	0	1
宮崎県	3	0
鹿児島県	0	2
沖縄県	1	0
札幌市	1	0
仙台市	0	1
さいたま市	0	1
千葉市	1	0

自治体名	対応済	未対応
横浜市	3	0
川崎市	0	1
新潟市	1	0
静岡市	1	0
浜松市	1	0
名古屋市	1	0
京都市	0	1
大阪市	1	0
堺市	1	0
神戸市	1	0
広島市	0	1
北九州市	1	0
福岡市	1	0
横須賀市	1	0
金沢市	0	0
合計	47	73